



令和7年4月18日
岡山市人事委員会

令和7年度 岡山市職員採用試験受験案内〔6月実施〕 【社会人経験者】

◆ 募集試験区分 ◆

【社会人経験者】 事務

※この受験案内に記載のない他試験区分は、別の受験案内をご覧ください。

受 付 期 間	令和7年4月18日（金）～ 5月8日（木）
申 込 方 法	電子申請
第 1 次 試 験 日	令和7年5月23日（金）～ 6月10日（火） ※能力試験日

岡山市の求める人材『環境の変化に対応し、市民のために自ら行動する職員』

・責任と使命感をもって積極的に行動ができる人

・幅広い視野をもち、主体的にチャレンジできる人

・明るく前向きで魅力あふれる人

・市民に信頼される、倫理意識や人間力の高い人

この試験では、社会人経験で培われた知識や技術、柔軟な発想力、豊かなコミュニケーション力、調整力、サービス意識、コスト意識を有し、それらを岡山市政に活かしたいという意欲のある人材を求めています。

〔 試験の特徴 〕

- 【就職氷河期世代】【大学卒業程度（事務特別枠）】を再編し、社会人経験者（事務）を新設します。
- 令和8年4月1日時点で、26歳から61歳までの方が対象です。
- 第1次試験は、「書類審査」及び特別な公務員試験対策の不要な「能力試験」をテストセンター方式で実施します。「能力試験」の受験方法等の詳細は「7 第1次試験（能力試験）受験にあたっての注意事項」をご覧ください。
- 3次試験制で実施し、第2次試験では、集団活動等を実施します。

〔 注意事項 〕

- ☆ 自然災害や感染症をめぐる状況等により、試験日程等を変更する場合があります。受験案内に記載されている内容が変更となる場合は、人事委員会のホームページ等でお知らせします。

<問い合わせ先> 岡山市人事委員会事務局

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

T E L : 086-803-1554（直通）

M A I L : saiyou_jinjiinkai@city.okayama.lg.jp



1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
事務（Ｓ）	15 人程度	一般行政事務（徴収、対外折衝、福祉六法関係業務等を含む。）

【重要】

- 岡山市人事委員会が〔6月実施〕する他試験区分を併願することはできません。
- この試験の最終合格者は、最終合格者発表後、令和7年度に岡山市人事委員会が実施する他試験区分の試験を受験できません。

2 受験資格

次の（１）から（３）までを満たす人

（１）試験区分の受験資格Ⅰ〔年齢・免許・資格等〕

試験区分	受験資格〔年齢・免許・資格等〕
事務（Ｓ）	昭和39年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人 （免許・資格・学歴は問いません。）

（２）試験区分の受験資格Ⅱ〔経験等〕

試験区分	受験資格〔経験等〕
事務（Ｓ）	職務経験が直近5年（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）中に3年以上ある人 ※職務経験について（9～10ページ「受験資格等に関する質問（Q&A）」参照） ・職務内容は問いません。 ・<u>週30時間以上の勤務</u>を直近5年中に2年以上継続して就業した期間が該当します。正社員、派遣社員、契約社員、パート、アルバイト、自家営業者、公務員、団体職員等の雇用形態は問いません。 ・2年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができます。令和2年3月31日以前からの就業については、令和2年4月1日以降の期間に限り、通算することができます。 ・同一期間内に重複した就業期間がある場合、いずれか一方のみの期間に限りです。 ・1か月未満の日数は、30日を1か月として換算します。

（３）次のいずれにも該当しない人

① 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない人

ア 禁錮（※）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

（※）令和7年6月1日から拘禁刑

イ 岡山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

- ② 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告（心神耗弱を原因とするもの以外）を受けている人

〔外国籍の受験希望者の皆さんへ〕

- 採用にあたって、在留資格において就労等が制限されている人は採用されません。
- 採用後の任用にあたって、「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、次の＜任用できない業務等＞以外の業務に就くことになります。
 ＜任用できない業務等＞
 - ・ 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
 - ・ 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
 - ・ 市民に対して強制力をもって執行する業務
 - ・ その他公権力の行使に該当する業務
 - ・ 公の意思の形成に参画する職
- 採用後の昇任については、＜任用できない業務等＞以外のポストであれば、能力に応じて昇任することができます。

〔重要〕

- 令和 7 年度に岡山市人事委員会が実施した試験の最終合格者は、この試験を受験できません。

3 試験及び合格者発表の日時・場所

試験段階	日 時	場 所	備 考
第 1 次試験 (能力試験)	令和 7 年 5 月 23 日 (金) ～ 6 月 10 日 (火) のうち、受験者 が選択する日	全国に設置されるテストセンターのう ち、受験者が選択した会場	詳細は、「7 第 1 次試験 (能力試験) 受験にあたっての 注意事項」をご覧 ください。
第 1 次試験 合格者発表	令和 7 年 6 月 27 日 (金)	岡山市役所本庁舎公告式揭示場、 人事委員会ホームページ	試験結果の郵便に よる通知は行いま せん。
第 2 次試験	令和 7 年 7 月中旬～下旬	日時及び場所は人事委員会ホームペー ジでお知らせします。	
第 2 次試験 合格者発表	令和 7 年 7 月下旬～8 月上旬	岡山市役所本庁舎公告式揭示場、 人事委員会ホームページ	試験結果の郵便に よる通知は行いま せん。
第 3 次試験	令和 7 年 8 月中旬～下旬	日時及び場所は人事委員会ホームペー ジでお知らせします。	
最終合格者 発表	令和 7 年 9 月上旬～中旬	岡山市役所本庁舎公告式揭示場、 人事委員会ホームページ	合格者のみに郵便 で通知します。

4 試験の方法・内容等

試験の方法・配点			試験の内容・出題分野	
第1次試験 (150点)	書類審査 (50点)		申込書の記載内容について	
	能力試験 (100点)	択一式 60分	〔テストセンター方式〕文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、人文・社会、自然に関する一般知識、基礎英語	
第2次試験 (300点)	エントリーシート	論述式	自己PR等（提出方法等は、別途お知らせします。）	
	口述試験 (300点)		個別面接 集団活動等	主として人物、識見、職務適性、対人関係能力等を評価します。
第3次試験 (400点)	適性検査	択一式 約65分	〔WEBテスト〕SPI3 職務遂行に必要な適性についての検査を行います。	
	口述試験 (400点)		個別面接	主として人物、識見、職務適性、対人関係能力等を評価します。

〔注意〕

- ・ 書類審査の採点は、能力試験の得点が一定基準に達した場合のみ行います。
- ・ エントリーシートは口述試験で使用し、採点しません。
- ・ 集団活動等は、提示された課題に対し、課題解決に向け、グループで活動を行います。
- ・ 適性検査の結果については、口述試験の参考とします。

〔重要〕

- 身体等の事情により受験の際に特に配慮の必要な人（例：車椅子や補聴器などの福祉用具等を使用する人など）は、試験会場等の準備に必要なため、電子申請の該当欄にその旨を、事情を含めて入力してください。

5 合格者の決定

試験段階	決定方法
第1次試験	第1次試験の結果により決定します。
第2次試験	第2次試験の結果により決定します。第1次試験の結果は反映しません。
第3次試験	第3次試験の結果により決定します。第2次試験までの結果は反映しません。

〔重要〕

- 各試験段階におけるそれぞれの試験科目において一定基準に達しないものがある場合は、他の成績に関わらず不合格となります。
- 試験を棄権した人（試験の一部でも受験していない人）は、辞退したものとみなします。

6 試験成績の開示

この採用試験の各試験段階で合格されなかった場合は、当該試験段階における本人の成績(順位と得点)についての開示を請求することができます。ただし、試験を棄権した人(試験の一部でも受験していない人)には成績を開示することはできません。また、合格者の成績は開示できません。

受験者本人が、本人であることを証明する書類(マイナンバーカードなど)を持って、開庁時間中に直接人事委員会事務局へ来て開示を請求してください。請求は各試験の合格者発表を行った日からできます。請求できる期間は合格者発表の日の翌日から起算して30日目までです。ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日までとなります。

7 第1次試験(能力試験)受験にあたっての注意事項

- ① 第1次試験(能力試験)はテストセンター方式で実施します。テストセンター方式とは、人事委員会が指定する第1次試験(能力試験)期間のうち、各受験者が都合に合わせてテストセンター会場の予約を行い、受験していただく方式です。※第1次試験(能力試験)受験までの手続についてはフロー図(P.8)を参照してください。
- ② テストセンター受験予約の際にメールアドレス及びインターネット環境が必要です。
- ③ パソコン、タブレット端末、スマートフォンから受験申込みをしてください。(携帯電話(フィーチャーフォン)による受験申込みはしないでください。第1次試験(能力試験)受験の手続ができない可能性があります。)
- ④ 受験申込みの際には、ご自身の顔写真データをアップロードしていただく作業があります。スマートフォン等で、ご自身の写真を撮っていただき、電子申請サービスの指示に従い、写真をアップロードしてください。(P.7参照)
- ⑤ テストセンター会場は、混みあうことが予想されますので、5月22日(木)頃までに送信する「能力試験受験のお知らせ」メールの受信後、速やかに予約手続を行ってください。
- ⑥ 予約したテストセンター会場へは、「能力試験受験のお知らせ」メールで指定された物を持参してください。
- ⑦ 予約したテストセンター会場で受験する際は、必ず各テストセンター会場の係員の指示に従ってください。
- ⑧ 試験実施に関し、緊急にお知らせする事項がある場合は、人事委員会のホームページに掲載します。

8 合格から採用まで

- ① 最終合格者は、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載されます。この名簿は、確定の日から1年間有効です。採用時期は、原則として令和8年4月1日以降必要に応じて採用されますが、状況により本人の同意を得て、それ以前にも随時採用される場合があります。採用時の職については、主任級(経歴等により主事級)での採用となります。
- ② 合格者発表後、受験資格がないこと又は申込内容が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- ③ 最終合格者発表後、職務経験期間等の確認のため、職歴証明書等の証明書類を提出していただきます。
- ④ 地方公務員法第22条の規定に基づき、採用は全て条件付のものとし、採用後6か月間を良好な成績で勤務したときに正式のものとなります。

9 給与・勤務条件等

(1) 給与

初任給は、採用者の経歴等を勘案して決定されます。大学卒業直後に民間企業等で正社員として一定期間勤務し、その後に採用された場合、初任給（地域手当を含む。）は、令和7年4月1日現在で次のとおりです。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（4.6 か月）等が支給されます。ただし、今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。

民間企業等における勤務期間	初任給
民間企業等 13 年（採用時 35 歳主任級）	約 321,300 円
民間企業等 18 年（採用時 40 歳主任級）	約 345,000 円

(2) 勤務時間

原則として祝日、休日、12月29日から1月3日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。（勤務場所等によって異なる場合があります。）

(3) 休暇等

年次有給休暇は1年度に20日付与されます。このほか特別休暇（結婚・出産・忌引等）、病気休暇、育児休業、介護休暇等があります。また、育児・介護等のための制度として、早出遅出出勤制度、育児短時間勤務制度等があります。

(4) その他

給与、勤務条件、昇任、仕事内容などについては、人事委員会ホームページも併せてご覧ください。

10 受験申込手続

申 込 期 限	令和7年5月8日（木）
申 込 方 法	電子メールアドレスとA4 サイズ対応のプリンターを利用できる環境が必要です。人事委員会の受験申込みのホームページから手続方法等を確認のうえ、「岡山市電子申請サービス」から申し込んでください。 
特 記 事 項	- 登録したメールアドレスは、受験のために必要な連絡を行う際に使用します。受験期間中に変更予定のないメールアドレスを登録してください。メールアドレスの登録誤りやメールシステムの設定不備、各受験者の通信障害等により受験ができなかった場合、本市では一切責任を負いません。 - 電子申請は、システム管理等のため、一時的に使用できない場合がありますので、余裕をもって手続を行ってください。使用されるパソコン等のトラブルにより申込みができなかった場合については、一切責任を負いません。

〔 注 意 〕

- ・ 受験資格が確認できない申込みについては、受け付けることができませんのでご注意ください。
- ・ 「岡山市電子申請サービス」の利用者登録だけでは、受験申込みは完了していません。利用者登録後に、申込内容（学歴ほか）を入力・送信し、必ず「申込完了通知」メールの受信を確認してください。

〔 重 要 〕

- 受験申込みで取得した個人情報、人事委員会が実施する試験にのみ使用します。ただし、受験に際して取得した最終合格者の個人情報については、各任命権者における採用手続及び人事管理上の基礎資料として使用します。また、採用までの間、人事委員会及び各任命権者から連絡をする際にも使用します。
- 試験の過程で提出された書類等については、返却しませんのでご了承ください。

・・・・・・・・・・ 電子申請 顔写真アップロードの注意点 ・・・・・・・・・・

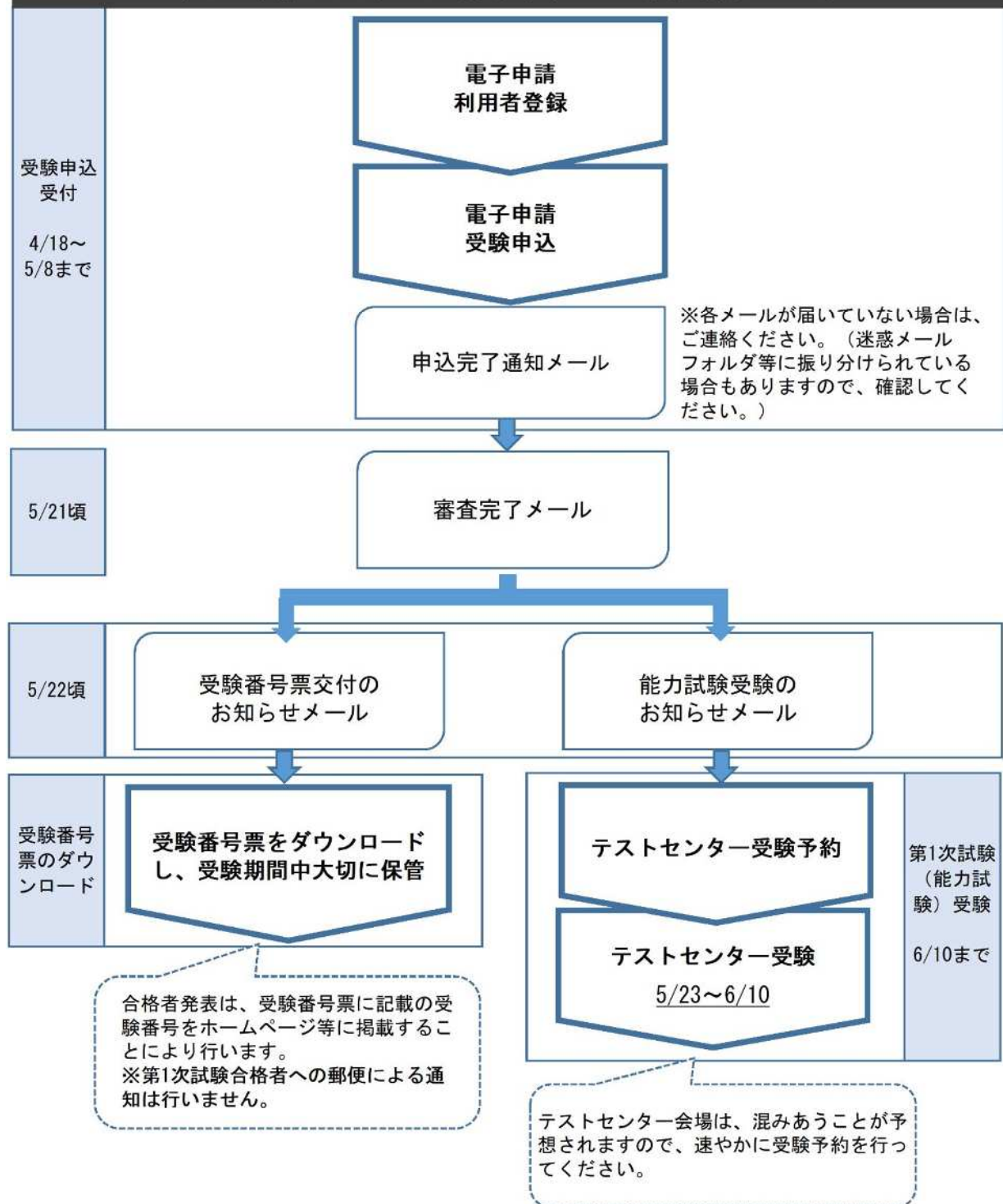
- ① 最近6か月以内に撮影した顔写真（上半身正面向き、脱帽、マスク未着用）のデータをアップロードしてください。なお、バランスよく上半身がフレームに収まっている顔写真を使用してください。極端に小さい、顔の部分しか写っていない、画像が粗い等の場合、修正をお願いすることがあります。
- ② アップロードすることのできるファイル形式は、「. jpeg」、「. jpg」、「. png」のみとなります。その他のファイル形式の画像はアップロードできませんので、ご注意ください。
- ③ ファイルの推奨サイズは、縦 560 ピクセル、横 420 ピクセル、縦横比 4×3 の比率です。
- ④ ファイル名は、本人氏名（全角漢字）としてください。また、ファイル名に「.（ドット）」は使用しないでください。（拡張子のドットは除きます。）
- ⑤ 一部のスマートフォンからは、アップロードできない場合があります。その場合は、パソコンなどからアクセスし、ファイルをアップロードしてください。
- ⑥ 締切日（5月8日）は、回線が混み合うことが予想されますので、お早めに顔写真のアップロードをお願いします。

第1次試験（能力試験）受験までのフロー図（電子申請）

パソコン、タブレット端末、スマートフォンから申込みをしてください。

申込手続は余裕をもって行ってください。

※メールアドレスの登録誤りやメールシステムの設定不備、各受験者の通信障害等により申込みや受験ができなかった場合、本市では一切責任を負いません。



〔 注意 〕

- ・ 期日（6/10）までにテストセンター会場での受験がない場合は、受験を辞退したものとみなします。
- ・ 申込書の提出は不要です。なお、岡山市電子申請サービスに登録されたメールアドレス宛に、5月22日（木）頃までに「受験番号票交付のお知らせ」メールを送信しますので、受験番号票をダウンロードして、受験期間中大切に保管してください。
- ・ 合格者発表は、受験番号票に記載の受験番号を、ホームページ等に掲載することにより行います。

受験資格等に関する質問（Q & A）

Q 1 「直近 5 年中 3 年以上の職務経験」とは、どのような場合が該当するのですか。

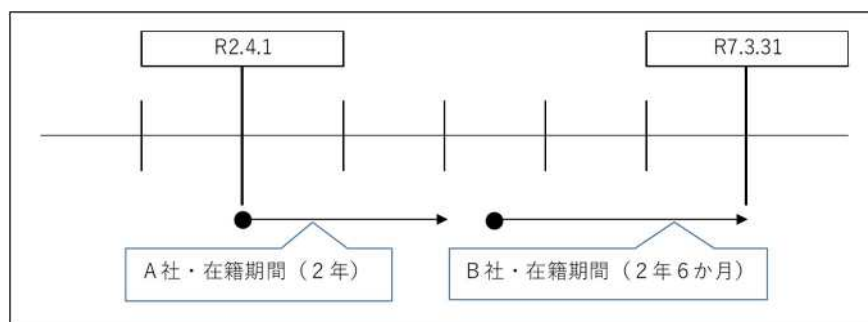
⇒A 1 認められるケース、認められないケースの例をあげると、次のとおりです。

勤務時間が週 30 時間未満の期間や、長期の休業・休暇の期間があれば、職務経験の期間から除きます。（Q 3 参照）

なお、勤続 2 年未満の就業については、職務経験の期間として通算できません。

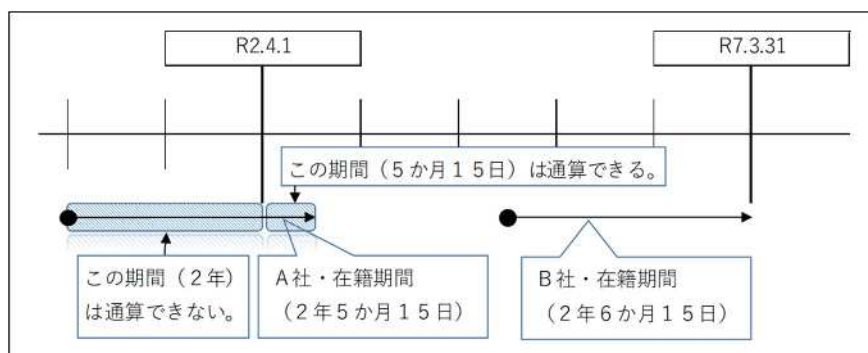
【例 1】認められるケース

下図のように、直近 5 年中の勤務状況が、A 社で在籍期間が 2 年、B 社で在籍期間が 2 年 6 か月であった場合、職務経験はそれらの期間を通算して 4 年 6 か月となるので、「3 年以上」という要件を満たします。



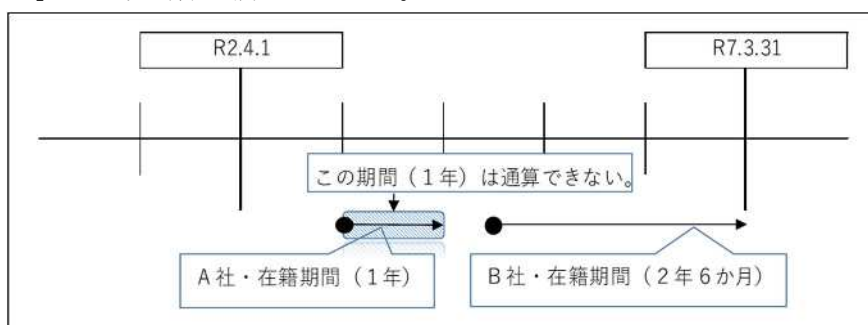
【例 2】認められるケース

下図のように、これまでの勤務状況が、A 社で在籍期間が 2 年 5 か月 15 日（うち直近 5 年中の期間は 5 か月 15 日）、B 社で在籍期間が 2 年 6 か月 15 日であった場合、直近 5 年中の職務経験年数は 3 年となり、「3 年以上」という要件を満たします。



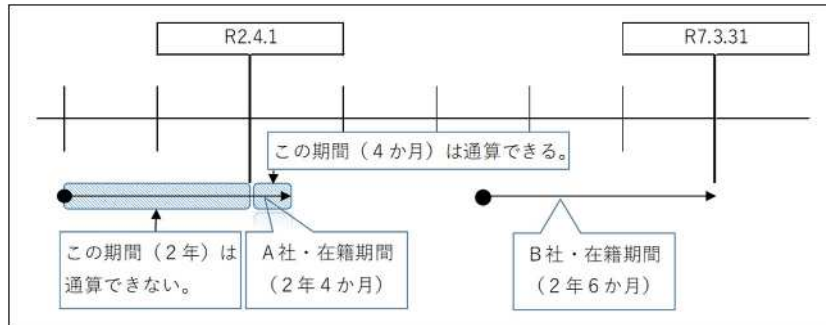
【例 3】認められないケース

下図のように、直近 5 年中の勤務状況が、A 社で在籍期間が 1 年、B 社で在籍期間が 2 年 6 か月であった場合、A 社が 2 年未満のため、職務経験の期間は B 社の 2 年 6 か月のみとなり、「3 年以上」という要件を満たしません。



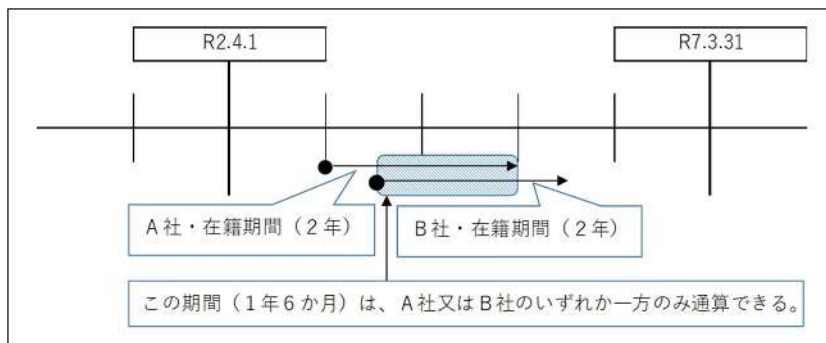
【例 4】認められないケース

下図のように、これまでの勤務状況が、A社で在籍期間が2年4か月（うち直近5年中の期間は4か月）、B社で在籍期間が2年6か月であった場合、直近5年中の職務経験年数は2年10か月となり、「3年以上」という要件を満たしません。



【例 5】認められないケース

下図のように、これまでの勤務状況が、A社で在籍期間が2年、B社で在籍期間が2年であり、両社に在籍する重複した期間が1年6か月であった場合、職務経験の期間は2年6か月となり、「3年以上」という要件を満たしません。



Q 2 契約社員や派遣社員の職務経験は通算できますか。

⇒A 2 契約先や派遣先として同じ事業所等に継続して2年以上勤務していれば、職務経験期間として通算できます。ただし、契約先や派遣先の事業所ごとの勤務期間が2年未満である場合は、実働期間が継続していたとしても職務経験には含めることができません。

また、前の会社に籍を置いたままの出向であったことが証明できる場合は、出向前後の会社での職務期間を通算できますが、退職派遣・転籍等の場合は、通算できません。

Q 3 職務経験の期間から除かれる期間には、どういうものがありますか。

⇒A 3 休業等（傷病休暇、出勤停止等）で実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間を除きます（産前産後休業の期間は通算できます。）。この場合、当該休業等の期間に引き続く前後の在職期間は職務経験として通算できます（つまり、休業等の期間分を差し引きます。）。

Q 4 勤務していた会社が倒産して最終合格後に職歴証明書が提出できない場合、どうすればいいですか。

⇒A 4 勤務していた会社が倒産してしまった等のやむを得ない理由で、職歴証明書が提出できない場合には、雇用時の契約書類や雇用保険受給資格証明書等、職歴が証明できる書類を提出していただきます。

よくある質問（Q & A）

Q 1 電子申請ができる環境がありません。

⇒A 1 申込手続きはご自身のパソコンでなくても、インターネット環境が整っていれば可能です。
電子申請による申込みができない方は、郵送による申込みができます。申込書の入手方法をお知らせしますので、4月24日（木）午後5時までに人事委員会事務局へ電話でお問い合わせください。
指定した期日までにお問い合わせがない場合、郵送による申込みができないことがあります。
＜問い合わせ先＞岡山市人事委員会事務局任用係 TEL：086-803-1554

Q 2 電子申請での申込みが完了しているか不安です。

⇒A 2 岡山市電子申請サービスの[申込内容照会]の[処理状況]で確認できます。操作方法については、ヘルプを参照してください。なお、申込みが完了した際には、登録したメールアドレスに「申込完了通知」メールが送信されます。

Q 3 電子申請で申込みをしました。申込書の提出は必要ですか。

⇒A 3 申込書の提出は不要です。なお、岡山市電子申請サービスに登録されたメールアドレス宛に、5月22日（木）頃までに「受験番号票交付のお知らせ」メールを送信しますので、受験番号票をダウンロードして、受験期間中大切に保管してください。なお、合格者発表は、受験番号票に記載の受験番号を、ホームページ等に掲載することにより行います。

Q 4 申込時の電話番号は必要ですか。

⇒A 4 申込内容を電話で確認する場合がありますので、確実に連絡のとれる電話番号を正確に入力してください。

Q 5 申込時に送付先を入力した場合、どのような扱いになりますか。

⇒A 5 「送付先」欄に入力がある場合、郵送物は全て「送付先」に送付します。そのため、「送付先」欄は、現住所以外へ“合格通知その他の連絡物”の送付を希望する場合のみ入力してください。
（「現住所」へ送付を希望する場合、「送付先」欄の入力は不要です。）

Q 6 過去問の公表をしていますか。

⇒A 6 過去の試験問題は公表していません。

Q 7 在職期間がわかりません。

⇒A 7 前勤務先に問い合わせるか、公的年金、雇用保険の加入期間などで確認してください。